

2022年3月30日（水）
 愛知県福祉局福祉部障害福祉課
 事業所指導グループ
 担 当 西脇 鶴飼
 内 線 5264・5373
 タ イ ャ ル イ ン 052-954-7400
 愛知県福祉局福祉部福祉総務課監査指導室
 障害福祉事業者指導監査グループ
 担 当 黒野 桑子
 内 線 3282・3281
 タ イ ャ ル イ ン 052-954-6343

障害福祉サービス事業所への行政処分について

愛知県では、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）の規定に基づく行政処分を下記のとおり行うこととし、本日 3 月 30 日、事業者に対し当該処分について通知しました。

1 事業所の概要

事業所名	カラフル菖目寺	あるく日進赤池
事業種別	就労移行支援、就労継続支援 B 型	就労移行支援、就労継続支援 B 型
所在地	あま市菖目寺山之浦 111 メルコビル 104 号	日進市赤池四丁目 102 番地メイプル ビル 1 階
指定年月日	就 労 移 行 支 援：2018 年 8 月 1 日 就労継続支援 B 型：2020 年 4 月 1 日	就 労 移 行 支 援：2014 年 12 月 1 日 就労継続支援 B 型：2014 年 12 月 1 日
事業者	法 人 名 カタリスト株式会社※ 代 表 者 代表取締役 ^{まつした} 松下 ^{あつし} 敦士 所 在 地 名古屋市中区栄一丁目 15 番地 6 号	

※ 当該法人は本県において表中の県所管の事業所と別途、名古屋市（2 事業所）、豊田市（1 事業所）、大府市（1 事業所）所管の事業所を含め計 6 事業所を運営している。

- ・就 労 移 行 支 援：一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
- ・就労継続支援 B 型：一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。

2 処分内容

事業所名	カラフル菖目寺	あるく日進赤池
処分内容	指定の取消し	指定の取消し
処分通知日	2022 年 3 月 30 日（水）	2022 年 3 月 30 日（水）
効力発生日	2022 年 4 月 30 日（土）	2022 年 4 月 30 日（土）
根拠法令	法第 50 条第 1 項第 5, 7, 8, 10 号	法第 50 条第 1 項第 5, 7, 10 号

3 処分理由

(1) カラフル甚目寺（就労移行支援、就労継続支援 B 型）

ア 就労移行支援

(ア) 虚偽申請（法第 50 条第 1 項第 8 号）

基準上必置の管理者、サービス管理責任者、職業指導員、生活支援員の全てを他事業所に勤務させており実際に勤務ができない者を配置するとして虚偽の申請をし、不正に指定を受けた。

(イ) 不正又は著しく不当な行為（法第 50 条第 1 項第 10 号）

基準上常勤専従が必須の管理者兼サービス管理責任者の業務を、「あるく大府駅前」に異動した職員に兼務させていた。また、この兼務により常勤専従として勤務することができないにもかかわらず、当該職員を「あるく大府駅前」の管理者兼サービス管理責任者として配置するとして虚偽の届出を行った。

(ウ) 不正請求（法第 50 条第 1 項第 5 号）

架空配置を伴う虚偽の申請及び届出により、人員基準を満たしていないにもかかわらず、所定の減算をせず満額の訓練等給付費を不正に請求していた。

イ 就労継続支援 B 型

(ア) 虚偽申請（法第 50 条第 1 項第 8 号）

実際に勤務ができない他事業所の職員を基準上必置の職業指導員、生活支援員として配置するとして虚偽の申請をし、不正に指定を受けた。

(イ) 不正又は著しく不当な行為（法第 50 条第 1 項第 10 号）

虚偽申請による人員基準違反の状態であるにもかかわらず、基準充足を前提とする目標工賃達成指導員配置加算の取得に係る届出を行った。

また、ア（イ）と同じく、「あるく大府駅前」の管理者兼サービス管理責任者に本事業所の管理者兼サービス管理責任者を兼務させていた。

(ウ) 不正請求（法第 50 条第 1 項第 5 号）

架空配置を伴う虚偽の申請及び届出により、人員基準を満たしていないにもかかわらず、所定の減算をせず満額の訓練等給付費を不正に請求していた。

ウ 各サービス共通

(ア) 虚偽証言（法第 50 条第 1 項第 7 号）

架空配置を伴う虚偽の申請及び届出に関与していた職員が、自身の関与を否定する虚偽の証言をした。

また、法人が運営する事業所を統括する職にある別の職員（以下、「統括責任者」という）が、上記職員とともに不正に関与していたにもかかわらず、県の監査に対して自身のみの判断で不正を働いていた旨の虚偽の証言をした。

(イ) 監査妨害（法第 50 条第 1 項第 7 号）

統括責任者が、自身の不正への関与に関し、監査の度毎に証言を翻したことにより調査を妨害、監査のやりなおしを要する結果を招いた。

(2) あるく日進赤池(就労移行支援、就労継続支援B型)

ア 就労移行支援

(ア) 不正又は著しく不当な行為(法第50条第1項第10号)

基準上求められる常勤の直接処遇職員(就労支援員及び職業指導員)として配置すると県に届出していたにもかかわらず、「あるく伏見」(名古屋市所管)の業務を兼務させていた。

(イ) 不正請求(法第50条第1項第5号)

上記(ア)に係る虚偽の届出により人員基準を満たしていないにもかかわらず、所定の減算をせず満額の訓練等給付費を不正に請求していた。

イ 就労継続支援B型

(ア) 不正請求(法第50条第1項第5号)

他事業所へ配置転換となり実際には勤務し得ない職員を目標工賃達成指導員として配置しているとし、当該職員配置を評価する加算に基づく訓練等給付費を不正に請求していた。

ウ 各サービス共通

(ア) 虚偽証言(法第50条第1項第7号)

(1) ウ(ア)に同じ。

(イ) 監査妨害(法第50条第1項第7号)

(1) ウ(イ)に同じ。

4 処分に伴う返還予定額(計16,377,500円(概算)最終的には市町が確定)

(1) カラフル甚目寺

サービス種別	不正期間(支払ベース)	市町村数	不正受給額	加算金額※	合計額
就労継続支援B型	2020年5月～2020年11月	津島市、清須市、愛西市、あま市、名古屋市、大治町	1,825,589円	730,235円	2,555,824円
就労移行支援	2020年6月～2020年10月	名古屋市、瀬戸市、清須市、あま市、大治町	1,295,562円	518,224円	1,813,786円
計			3,121,151円	1,248,459円	4,369,610円

(2) あるく日進赤池

サービス種別	不正期間(支払ベース)	市町村数	不正受給額	加算金額※	合計額
就労継続支援B型	2019年4,5,7月	日進市、みよし市、豊田市、名古屋市、東郷町	661,666円	264,666円	926,332円
就労移行支援	2019年7月～2021年1月	日進市、みよし市、豊田市、名古屋市、東郷町	7,915,399円	3,166,159円	11,081,558円
計			8,577,065円	3,430,825円	12,007,890円

※ 障害者総合支援法第8条第2項の規定に基づき、関係市町村が当該事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができることとなっている。

関係法令抜粋

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（指定の取消し等）

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～四 略

五 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

六 略

七 指定障害福祉サービス事業者又は当該指定に係るサービス事業所の従業者が、第四十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係るサービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の指定を受けたとき。

九 略

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一～十二 略

2～3 略

（不正利得の徴収）

第八条 略

2 市町村等は、第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等、第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者、第五十一条の 十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者又は第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（以下この項において「事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、自立支援医療費又は療養介護医療費の支給を受けたときは、当該事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

3 略

（指定障害福祉サービス事業者の指定）

第三十六条 第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所（以下この款において「サービス事業所」という。）ごとに行う。

2 略

3 都道府県知事は、第一項の申請があった場合において、次の各号（療養介護に係る指定の申請にあっては、第七号を除く。）のいずれかに該当するときは、指定障害福祉サービス事業者の指定をしてはならない。

一～五 略

六 申請者が、**第五十条第一項**（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）**、第五十一条の二十九第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者**（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害福祉サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定障害福祉サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七～十三 略